3 資金を借りる方

⑴「借受人（決定までは借入申込者、以下同じ）」となる方

- 「世帯への貸付」という考え方の制度ですが、資金貸付の「契約」は、個人の方と締結することになります。東京都社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。
- 生活再建のために支援を受け、就職活動等の取り組みを行う方が「借受人」となります。

⑵「借受人」となる方の要件

- 東京都内にお住まいであり、住民票の住所と現住所が一致していること
 ※東京都外にお住まいの方は、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。
- 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと
 （不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く）

〔外国人の場合〕 ①②の両方を満たしている必要があります

① 下記のいずれかであること
- 在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が下記のいずれかであること
 （永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等）
- 入管特例法に定められている「特別永住者」

② 現住所に６か月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

4 貸付内容及び条件等

資金の種類ごとに貸付条件・基準があります。

⑴ 貸付利子　連帯保証人を立てられる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は年1.5％

※連帯保証人の要件：65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人

※借用書に記載されている返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して年３％の延滞利子が発生します。

⑵ 据置期間　６か月

⑶ 返済期間　10年以内　※最終償還年齢70歳まで

⑷ 返済方法　原則として口座引落しで月賦返済

⑸ 連帯保証人　原則として必要。立てられない場合は有利子での貸付可

⑹ 個人情報保護の考え方

- 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとって、利用目的の範囲に限って利用します。
- 事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ当制度をご利用ください。